

平成14年9月6日

エスエヌエフイー・マック・ジャパン・アクティブシェアホルダー・

ファンド・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

マック・インターナショナル・リミテッド

ディレクター 村上世彰 殿

MAC 2000 投資事業組合

業務執行組合員

株式会社フィナンシャルソリューションズ

代表取締役 石井賢史 殿

上記2者代理人

弁護士 中島章智 殿

金融庁総務企画局市場課長

乙 部 辰 良

「証券取引法」「証券取引法施行令」及び「上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成14年7月15日付け照会文書に対する回答）

照会のあった事例について、下記のとおり回答する。

記

1. 照会者エスエヌエフイー・マック・ジャパン・アクティブシェアホルダー・ファンド・エル・ピー及び照会者MAC 2000 投資事業組合は、いずれも取得した株式を契約に基づき構成員が共有していることから、株主は各々の構成員であり、議決権は各構成員が共有持分に応じて保有するものであると考える。
2. 商法の規定に基づき、会社に対して自己の有する株式を買取るべき旨を請求する権利を行使することに伴う売付けは、証券取引法第163条第1項に規定する「売付け等」に該当し、同項に規定する報告書を提出する必要があると考える。

以上

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。